

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第70期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森中 通裕

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第69期 第1四半期累計期間	第70期 第1四半期累計期間	第69期
	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	1,184,953	1,178,117	4,626,139
経常利益又は経常損失() (千円)	53,055	49,171	312,223
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	71,085	48,793	1,127,426
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	770,000	770,000	770,000
発行済株式総数 (千株)	15,400	15,400	15,400
純資産額 (千円)	3,959,669	2,920,804	2,881,991
総資産額 (千円)	7,144,238	5,681,870	5,792,819
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	4.73	3.25	75.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	55.4	51.4	49.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、第69期第1四半期累計期間及び第69期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、また潜在株式がないため、第70期第1四半期累計期間は潜在株式がないため、記載しておりません。

5 は損失を示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間のわが国経済は、海外経済の回復傾向を背景とする輸出増加等により一部緩やかな景気回復の兆しが見られたものの、厳しい雇用情勢や原材料価格の高騰、円高は継続し、さらには3月に発生した東日本大震災の甚大な被害や影響により、依然として厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当第1四半期累計期間の売上高は11億7千8百万円となり、前年同期に比べ6百万円、0.6%の減収となりました。

一方、売上原価は、荷役関係諸払費が減少したほか、減価償却費や人件費が減少したため、10億3千8百万円となり、前年同期に比べ8千9百万円、7.9%の減少となりました。また、販売費及び一般管理費についても、1億6百万円となり、前年同期に比べ1千9百万円、15.4%の減少となりました。

この結果、当第1四半期の営業利益は3千3百万円（前年同期は6千8百万円の営業損失）となり、経常利益は、配当金を収受したことから4千9百万円（前年同期は5千3百万円の経常損失）となりました。

四半期純利益につきましては、4千8百万円（前年同期は7千1百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

(ばら貨物セグメント)

クレーンで取り扱う港湾貨物は、前年同期に比べ石炭を中心に荷役数量が増加しました。これにより、荷役業務をはじめ関連する海上運送、保管、その他の各業務につきましても取扱数量が増加しました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は5億3百万円となり、前年同期に比べ1億4百万円、26.2%の増収となりました。また、セグメント損失は1千6百万円（前年同期は6千2百万円のセグメント損失）となりました。

(液体貨物セグメント)

石油類は、重油の取扱数量が増加したことにより増収となりました。一方、化学品類につきましては、取扱数量が減少したことから減収となりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は2億9千9百万円となり、前年同期に比べ1百万円、0.6%のわずかな増収となりました。また、セグメント利益は8千7百万円となり、前年同期に比べて3千5百万円、69.6%の増益となりました。

(物流倉庫セグメント)

危険物倉庫と冷蔵倉庫は、ほぼ前年同期並みの売上高となりました。

一方、低温倉庫は保管業務で減収となり、撤去準備期間中の第2低温倉庫は取扱数量の減少により減収となりました。食材加工施設は、関連業務が終了し減収となりました。

以上の結果、物流倉庫セグメントの売上高は3億7千5百万円となり、前年同期に比べ1億1千3百万円、23.1%の減収となりました。また、セグメント利益は4千1百万円と、ほぼ前年同期並みとなりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は56億8千1百万円となり、前事業年度末に比べて1億1千万円減少しました。これは減価償却の実施などにより有形固定資産が減少したことが主な理由であります。

負債合計につきましては、未払法人税等が減少したほか、長期借入金等の有利子負債の返済が進んだことなどから、前事業年度末に比べて1億4千9百万円減少し、27億6千1百万円となりました。

純資産合計は、利益剰余金の増加などにより前事業年度末に比べて3千8百万円増加し、29億2千万円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

前事業年度末において認識していた財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼす事項についても変更等はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6)生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、ばら貨物セグメントの販売実績が著しく増加しております。これは石炭を中心に取扱数量が増加したことによるものであります。

一方、物流倉庫セグメントの販売実績は著しく減少しておりますが、これは当事業年度中に撤去することを決定している第2低温倉庫の取扱数量が減少したことなどによるものであります。

(7)主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前事業年度末において計画中であった主要な設備の除却計画に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,400,000	15,400,000	大阪証券取引所 (市場第2部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	15,400,000	15,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日		15,400,000		770,000		365,161

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 376,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,966,000	14,966	
単元未満株式	普通株式 58,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	15,400,000		
総株主の議決権		14,966	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が28株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
櫻島埠頭株式会社	大阪市此花区梅町 1 - 1 - 11	376,000		376,000	2.44
計		376,000		376,000	2.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	757,060	750,642
受取手形及び売掛金	382,341	422,368
有価証券	39,991	39,993
貯蔵品	16,700	15,215
その他	64,039	31,894
貸倒引当金	6,828	7,390
流動資産合計	1,253,305	1,252,724
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,579,088	1,539,860
構築物(純額)	427,553	403,337
機械及び装置(純額)	531,113	497,331
その他(純額)	61,871	59,821
有形固定資産合計	2,599,626	2,500,351
無形固定資産	205,356	205,986
投資その他の資産		
投資有価証券	1,294,937	1,278,107
その他	440,622	444,700
貸倒引当金	1,029	-
投資その他の資産合計	1,734,531	1,722,807
固定資産合計	4,539,514	4,429,145
資産合計	5,792,819	5,681,870
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	216,882	209,876
1年内返済予定の長期借入金	381,510	371,780
未払法人税等	19,505	2,028
賞与引当金	17,502	27,303
固定資産撤去損失引当金	142,148	142,148
資産除去債務	292	293
その他	417,342	395,953
流動負債合計	1,195,182	1,149,382
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	1,076,550	983,990
退職給付引当金	12,828	17,846
役員退職慰労引当金	116,546	121,596
環境対策引当金	74,717	73,266
資産除去債務	23,265	23,359
その他	361,737	341,625
固定負債合計	1,715,645	1,611,682
負債合計	2,910,828	2,761,065

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	770,000
資本剰余金	365,161	365,161
利益剰余金	1,537,148	1,585,941
自己株式	53,509	53,562
株主資本合計	2,618,799	2,667,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	263,191	253,264
評価・換算差額等合計	263,191	253,264
純資産合計	2,881,991	2,920,804
負債純資産合計	5,792,819	5,681,870

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	1,184,953	1,178,117
売上原価	1,127,800	1,038,623
売上総利益	57,153	139,494
販売費及び一般管理費	125,650	106,302
営業利益又は営業損失()	68,497	33,192
営業外収益		
受取利息	768	795
受取配当金	18,335	17,207
その他	4,494	5,175
営業外収益合計	23,598	23,178
営業外費用		
支払利息	8,083	7,103
その他	72	95
営業外費用合計	8,156	7,199
経常利益又は経常損失()	53,055	49,171
特別利益		
固定資産売却益	631	-
特別利益合計	631	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,833	-
特別損失合計	15,833	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	68,257	49,171
法人税、住民税及び事業税	945	882
法人税等調整額	1,883	503
法人税等合計	2,828	378
四半期純利益又は四半期純損失()	71,085	48,793

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次の通りであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	125,513千円	104,168千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,076	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額(注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	398,728	297,534	488,297	1,184,560	393	1,184,953		1,184,953
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	398,728	297,534	488,297	1,184,560	393	1,184,953		1,184,953
セグメント利益又は損 失()	62,802	51,387	41,325	29,911	375	29,535	98,033	68,497

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務であります。
 2 セグメント利益又は損失()の調整額 98,033千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。
 3 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額(注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	503,092	299,338	375,279	1,177,710	407	1,178,117		1,178,117
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	503,092	299,338	375,279	1,177,710	407	1,178,117		1,178,117
セグメント利益又は損 失()	16,529	87,132	41,995	112,599	100	112,498	79,305	33,192

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務であります。
 2 セグメント利益又は損失()の調整額 79,305千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。
 3 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ()	4円73銭	3円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	71,085	48,793
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額()(千円)	71,085	48,793
普通株式の期中平均株式数(株)	15,025,597	15,024,376

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、前第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失
 であり、また潜在株式がないため、当第1四半期累計期間は、潜在株式がないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

櫻島埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 竹 伸 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 原 祥 孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている櫻島埠頭株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。